

JDSF 西部ブロック A リーグ部規程

(目的)

第1条 A リーグ部は JDSF 西部ブロックの活動目的を達成するために、ブロック管内の各府県 DSC を統括し、DSC 会員相互の円滑な意思伝達と府県 DSC 共通事務サービスを行うこと、および DSCJ 競技会に於ける登録・エントリー業務、その他必要な業務を行うことを目的とする。

(部員)

第2条 A リーグ部員は次の基準により選出し、ブロック委員会の承認によって決定する。

- (1) ブロック管内各府県 DSC より代表者 1 名
- (2) 京阪神 DSC からの推薦者として以下の者
京都府 2 名以内 大阪府 4 名以内 兵庫県 2 名以内
- (3) A リーグ部長の推薦者として 10 名以内

(会議)

第3条 A リーグ部会を原則として 1 ヶ月に 1 回行い、主として DSCJ メイン競技会、ブロック内のダンススポーツ競技会の実施内容や、選手に係る諸問題、およびプロ団体に係る諸問題等について協議する。

2. 必要に応じて各府県 DSC 長会議を主催する。
3. 部会開催できない場合は、必要に応じて役員掲示板を利用してメール会議を開催することができる。
4. ブロック委員長の要請によりブロック委員を選出しブロック委員会に派遣する。
5. JDSF 競技本部長の要請により、DSCJ メイン競技会等に関する会議に代表を派遣する。

(役員)

第4条 A リーグ部には、第2条第3号を除く部員の互選により、部長 1 名、副部長 3 名、事務局長 1 名、及び各課の課長を置く。

2. 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(サービス対象)

第5条 A リーグ部がサービスする対象は以下のとおりとする。

- (1) DSC 正会員
- (2) 広報会員
- (3) JDSF 認定サークル会員のうち府県 DSC への入会資格を有している DSC 非会員で、A リーグサービスを希望する者

(サービスに対する負担金)

第6条 サービスに対する負担金は前条 1 号 ~ 3 号の会員の種別に応じて、A リーグ部会でこれを定める。

(各部門の活動)

第7条 各部門では主として以下の業務を担当する。

(1) 事務局

個人向け情報発信(広報、競技会関連情報など)
各府県 DSC の依頼に基づく DSC 別郵送物の発送
DSCJ 競技会申し込み受付、問い合わせ対応
各府県 DSC 会員証の統括発行等

(2) 経理課

各府県 DSC 関係会費、競技会関係費、A リーグ部サービス負担金、
プロ団体からの業務受託料及び協力金等の徴収及び管理
競技会エントリー料の入出金管理

(3) 競技課

DSCJ 参加プロ団体主催競技会への業務協力及び役員派遣並びに成
績管理
競技課ニュースの作成
ノービス競技会での JDSF 会員入会処理
各種競技会実施状況の監視
各種競技規程の運用に関する改善提案

(4) 地域管理課

府県 DSC の JDSF 地域活動への参画支援
府県 DSC の活動監査
地域のプロとの調整支援

(5) 渉外課

プロ団体に対する要望等の伝達及び折衝等

(6) 情報管理課

サービス対象者の個人情報等の管理
情報機器の整備及び適正管理

(7) HP 企画推進課

A リーグ部ホームページの管理運営

(8) 総務課

各種規程類の整備と改廃
各課に属さないその他の業務

(9) 事業課

A リーグ部が実施する事業の企画運営

(附則)

第8条 本規程に定めのない事項は、A リーグ部会の協議により決定する。

2. 本規程の改廃は JDSF 本部の承認によるものとする。

3. 本規程は 2004 年 2 月 11 日より施行する。

4. 本規程は 2007 年 11 月 10 日より施行する。